

令和 6 年 5 月 22 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

民間競争入札実施事業
個人被ばく管理に係る業務請負の実施状況について

1. 事業の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の個人被ばく管理に係る業務請負については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）」に基づき、以下の内容により平成 29 年 4 月から民間競争入札により実施しており、本事業は 4 期目である。

(1) 業務内容

機構は各種法令や保安規定等に基づき管理区域立入者の個人被ばく管理を行っている。本事業は機構の核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）において、職員、外来業者等を含む研究所の管理区域立入者（放射線業務従事者及び一時立入者）等について、個人線量計、体外計測機器等を用い、外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定等を行うものである。なお、外部被ばくによる線量の測定に関して、令和 5 年 10 月 1 日より外部機関の測定サービスの一部導入を実施している。

(2) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間

(3) 実施事業者

株式会社アセンド

(4) 実施状況評価期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間

(5) 実施事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、最低価格落札方式により実施し、令和 5 年 1 月 24 日の提出期限までに入札参加者 2 者から提出された技術提案書を審査した結果、2 者とも要求事項を全て満たしていた。

令和 5 年 2 月 15 日に開札した結果、予定価格の範囲内で最低価格を提示した(株)アセンドを落札者として決定した。(入札実施回数 3 回)

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

民間競争入札実施要項で定めた確保されるべきサービスの質の達成状況に対する当機構の評価は以下のとおり。

| 評価事項 | 測定指標 | 評価 |
|-------|---|--|
| 業務の内容 | 民間競争入札実施要項「1.(2)本業務の内容」で示す業務を適切に実施すること。 | 業務日報及び業務月報による業務内容を確認したところ、仕様書に定められた下記(1)から(5)までの業務内容に基づき、本業務が適切に実施されており、サービスの質は確保されている。 |
| | (1)外部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理 | 線量計測課が定める要領・手順書に基づき、外部被ばく線量の測定・評価が期日までに正確に実施できていることを、測定記録類で確認した。また、測定機器の保守・管理の結果、測定機器は日々健全な状態を維持できていることを点検記録等により確認できた。 |
| | (2)内部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理 | 線量計測課が定める要領・手順書に基づき、内部被ばく線量の測定・評価が期日までに正確に実施できていることを、測定記録類で確認した。また、測定機器の保守・管理の結果、測定機器は日々健全な状態を維持できていることを点検記録等により確認できた。 |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | (3)データ、文書及び資料等の作成・管理及び物品等の管理 | 線量計測課が定める要領・手順書に基づき、データ、文書及び資料等の作成・管理が適切に実施できていることを測定記録類で確認した。また、物品等の管理についても物品管理台帳による在庫管理（数量、外観検査等）が適切に行われていることを確認した。 |
| | (4)上記に付随する作業で機構との協議により定められた業務 | 業務実績なし |
| | (5)定常外業務 | 個人被ばく管理棟において、エアコン更新作業の実施中に発生した火災に対応するため、緊急時対応要員として現場指揮所の対応を適切に行うことができた。 |
| 保安規定及び品質マネジメント計画書等の遵守 | イ 本業務に起因した保安規定、予防規程及び放射線管理基準の逸脱が発生しないようにすること。 ロ 実施者の責による品質マネジメントに係る重大な不適合事象が発生しないようにすること。 | イ 保安規定、予防規程及び放射線管理基準の逸脱件数は0件であったため、サービスの質は確保されている。 ロ 実施者の責による品質マネジメントに係る重大な不適合事象は発生しなかったことから、サービスの質は確保されている。 |
| セキュリティ上の重大障害の件数 | 個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏えい件数は0件であること | 個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏えい件数は、0件であった |

| | | |
|--|----|--------------------|
| | と。 | ため、サービスの質は確保されている。 |
|--|----|--------------------|

3. 実施経費の状況及び評価（金額は全て税抜）

（1）市場化テスト前後の実施経費の比較

実施経費の比較に当たっては、市場化テストの導入前後での業務内容の見直しに伴う要員数の違い及び契約期間の違いがあるが、同条件で検証するため、要員5人相当の単年度経費について以下のとおり比較した。

| 年度 | 平成 28 年度 (導入前) | 平成 29 年度 (1 期目) | 平成 30 年度 (2 期目) | 令和 2 年度 (3 期目) | 令和 5 年度 (4 期目) |
|------------------|--|--|--|--|--|
| 契約金額 | 37,032,000 円 | 30,852,000 円 | 61,680,000 円 | 92,502,000 円 | 32,028,000 円 |
| 契約期間 | 平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで (1 年契約) | 平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで (1 年契約) | 平成 30 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで (2 年契約) | 令和 2 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで (3 年契約) | 令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで (1 年契約) |
| 要員数 | 6 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 |
| 単年度経費 (5 人相当) | 30,860,000 円 | 30,852,000 円 | 30,840,000 円 | 30,834,000 円 | 32,028,000 円 |
| 増減額 | — | -8,000 円 | -20,000 円 | -26,000 円 | +1,168,000 円 |
| 増減率 | — | 0.03%減 | 0.06%減 | 0.08%減 | 3.78%増 |

（2）評価

市場化テスト導入前と比較し、4期目は年1,168,000円（3.78%）の増額であった。国土交通省が公表している公共工事設計労務単価は全職種平均で平成28年から令和5年で約26%の上昇が見られていることを考慮すると、今回の増額は市場における労務単価の上昇に起因するものと考えられる。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

実施者は、下記の提案を実施し、業務の改善に努めている。

- 外部被ばく線量の測定機器として、指等の末端部の被ばく線量を測定するためにリング形状の TLD 線量計（以下、末端部線量計）を用いている。近年、線量計着

用時に末端部線量計のキャップ部分が外れる事象が増加したため、原因調査を実施し、キャップ部分のゴムパッキンの劣化が原因であることを特定した。これは経年劣化に伴いゴムの弾性が低下したことで、キャップの密着性が低下し外れる事象が増加したと考えられる。そこで、発生防止のため末端部線量計の全数(約 2,100 個)のゴムパッキン交換を実施した。

- ・ ホールボディカウンタ車(大型車両)については、車両運行時に衝突や巻き込まれ等のリスク低減のために車両誘導者の誘導行為が重要となる。これまで車両誘導者の身振りによる誘導を実施していたが、リスクアセスメントを再実施した結果、誘導者が運転席から死角となるリスクが高いことが抽出された。そこで、警報付きの誘導灯を導入し警報音と点灯による誘導を行うことで、運転者が誘導行為を確認しやすくする改善を実施した。

5. 競争性改善のための取組

本事業に関して、競争性改善のため、以下の取組を実施した。

(1) 実施要項の内容の明確化

- ・ 受託事業者と機構の業務範囲(役割分担、責任範囲)について、新規参入希望者が内容を把握しやすいように表形式に整理し明確化させた。

(2) 入札参加の拡大

- ・ 入札説明会を開催し事業内容を積極的に情報公開した。
- ・ 入札不参加者や応札者に対して入札の障害となった事項をヒアリングし、入札参加条件に不要な制限がなかったかを確認した。

上記のとおり競争性を改善するための取組を実施してきたところ、2者から応札され、予定価格内であった1者が落札した。しかしながら、応札された他の1者の入札価格は予定価格を超過していた。その1者にヒアリングしたところ、仕様内容に不明確な点はなかったものの、業務内容として高いレベルのスキルを持った技術者が必要と考えられるため、これ以上の値引きは困難であるとの回答であった。

6. 全体的な評価

本事業の全体的な評価は以下のとおりである。

- (1) 実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかった。
- (2) 機構には、監事及び外部有識者(公認会計士、弁護士等)で構成され、契約の点検・見直し等を行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- (3) 入札に当たって、2者が応札したが、うち1者の入札価格が予定価格を超過し

ていた。

(4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成している。

(5) 従来経費と契約金額とを比較して、労務単価の上昇が考慮されているものの、全職種平均と比較し上昇率は低く、経費節減の点で効果を上げていると見なせる。

7. 今後の事業

本事業の市場化テストは、今期が4期目の実施事業である。

これまでの本事業の審議及び評価を踏まえて、外部被ばく線量の測定については、現在、外部機関の測定サービスを順次導入しており、令和8年3月末に測定サービスの導入が完了する予定である。

今期(4期目)については2者から応札があったものの、落札者以外の応札者の入札額は予定価格を大幅に超過していたこと、市場化テストの第5期目(契約期間:令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間)が既に開始されていることから、今期は市場化テストを継続することとして、引き続き、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしまいたい。

以上